

大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター心理教育相談室相談実施内規

令和2年4月1日制定

令和2年福祉健康科学研究科設置準備室内規第5号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター心理教育相談室内規（令和2年福祉健康科学研究科設置準備室内規第3号）第14条の規定により、大分大学大学院福祉健康科学研究科臨床心理教育研究センター心理教育相談室（以下「相談室」という。）における相談の実施に関し必要な事項を定める。

(面接の種類)

第2条 相談室は、次の各号に掲げる面接を行う。

- (1) 受理面接 来談者及びその保護者等関係者に対して行う初回の面接
- (2) 遊戯面接 受理面接の後に小学生以下の来談者に対して継続して行う面接
- (3) 臨床心理面接 受理面接の後に中学生以上の来談者に対して継続して行う面接
- (4) 心理教育面接 受理面接の後に来談者の保護者等関係者に対して継続して行う面接
- (5) 臨床集団面接 複数の来談者に対して合同で行う面接
- (6) 検査面接 心理検査及び発達検査等の実施を中心として行う面接
- (7) 教育研修面接 心理、発達及び教育に関する相談業務に携わる者に対し、教育及び研修を目的として行う面接

2 前項各号の面接（以下「面接」という。）を担当する者（以下「面接担当者」という。）は、必要に応じて、相談業務に係る情報共有及び連携推進のための文書を作成し、及び交付するものとする。

(面接の受付、実施等)

第3条 面接の受付は、月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

2 面接の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、事前に所定の申込書に必要事項を記入の上、相談室長の承認を得るものとする。

3 面接の実施は予約制とし、原則として月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

(相談料)

第4条 相談室長は、前条第2項の承認を得た者から相談料を徴収する。

2 相談料及び第2条第2項の文書の発行に係る額（消費税等を含む。）は、1回につき次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受理面接 2,540円
- (2) 遊戯面接 2,030円

- (3) 臨床心理面接 2, 030円
- (4) 心理教育面接 1, 520円
- (5) 臨床集団面接 1, 520円
- (6) 検査面接 3, 050円
- (7) 教育研修面接 3, 050円
- (8) 文書発行 1, 650円

2 相談料は前納とする。

3 納付した相談料は、いかなる理由があっても返還しない。

(来談者に対する説明及び同意)

第5条 面接担当者は、面接の方針・目標並びに面接において用いられる技法及び検査の実施について、来談者又は保護者に十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(守秘義務)

第6条 面接担当者は、来談者のプライバシー、名誉その他の人権に関することを尊重するとともに、業務上必要な場合を除き、知り得た情報を他に漏らすことのないよう厳重に注意しなければならない。その職務を退いた後も同様とする。

(遵守事項)

第7条 面接担当者は、公認心理師法（平成27年法律第68号）第4章の規定に基づいて面接を実施するとともに、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の定める倫理綱領及び一般社団法人日本心理臨床学会の定める倫理基準等を遵守するものとする。

(相談記録)

第8条 面接担当者は、担当した面接に関し、所定の様式により相談記録を作成するものとする。

2 相談記録については、面接担当者が相談室において施錠のできる保管庫に厳重に管理し、その秘密保持に留意しなければならない。

3 相談記録は、相談終了後5年間保存する。

4 面接担当者が、その職務を退いた場合その他相談業務を実施しない事由が生じた場合における相談記録の管理は、相談室長が行う。

(カンファレンス)

第9条 相談室の相談業務の実施に関する事項を検討するため、次の各号に掲げるカンファレンスを行う。

(1) インテークカンファレンス 定期的を実施し、面接の申込みの受理の可否及び面接担当者の決定を検討するもの

(2) ケースカンファレンス 週1回実施し、臨床心理実習の一部として相談業務の受理事例及び継続事例について検討を行うもの

(事務)

第10条 相談室の事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、相談室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。